



食品安全委員会の設立

私たちは「食」を一日も欠かすことができません。しかし、私たちが口にする食品には豊かな栄養成分とともに、わずかながら健康に悪影響を与える可能性のある要因(危害要因といいます)が含まれています。どんな食品でも食べたときのリスクがゼロであるということはありません。ですから、食の安全に「絶対」はないといえます。このため、食品を食べることによって、人の健康に悪影響が生じる確率とその深刻さの程度(これをリスクといいます)を科学的に評価し、それに基づいて悪影響を健康に支障のないレベルに低く抑えることが必要です。

近年、我が国は海外から非常に多くの食料を輸入するようになりました。また、牛海綿状脳症(BSE)や腸管出血性大腸菌 O157 といった新たな危害要因が現れたり、遺伝子組換え技術が食品開発へ利用されたりするなど、食生活を取り巻く状況も大きく変化しました。さらに、食の安全を脅かし国民の信頼感を揺るがすような事件が相次いで起こりました。

こうした情勢の変化と国民の声に的確に応えるために、平成 15 年(2003 年)に食品安全基本法(巻末に掲載されています)が制定され、食品の安全性を確保するための新たな行政が展開されることになりました。この法律に従って、食品の安全性確保のための規制や指導を行うリスク管理機関(厚生労働省や農林水産省など)から独立して、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を行うことを目的として、平成 15 年 7 月 1 日に内閣府に食品安全委員会が設置されました。食品安全基本法では、国民の健康の保護が最も重要であることを基本理念として定め、国、地方公共団体、食品の生産から販売までの事業者(加工、卸売、小売など)の責務や消費者の役割を明らかにするとともに、この分野で国際的にも受け入れられている「リスク分析」という考えに基づいて、食品の安全性の確保を総合的に推進しています。

食品安全行政を取り巻く状況の変化

国民の食生活を取り巻く状況の変化

- ・ 食品流通の広域化・国際化(食品の輸入)
- ・ 新たな危害要因の出現(O157、プリオンなど)
- ・ 新たな技術の開発(遺伝子組換えなど)
- ・ 汚染物質などを分析する技術の向上 等

食の安全を脅かす事件の発生

- ・ 牛海綿状脳症(BSE)の発生
- ・ 輸入食品の残留農薬問題
- ・ 国内における無登録農薬の使用 等

食の安全に関する新しい考え方

- ・ 食品の生産から消費までの各段階での安全性の確保
- ・ 食の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提に評価を行い、適切にコントロールするという考え方(リスク分析)が一般化

→ 海外でのリスク評価機関の設立

仏食品衛生安全庁(AFSSA)	1999 年
欧州食品安全機関(EFSA)	2002 年
独連邦リスク評価研究所(BfR)	2002 年

食品安全基本法の制定